

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会 会議録

1. 開催日時 令和8年6月29日（月）
14：00～16：15
2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 講義室
3. 出席者
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、
M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、R委員、
S委員、T委員、①委員、②委員、③委員、④委員、
⑤委員、⑥委員、⑦委員、⑧委員、⑨委員、⑩委員、
⑪委員、⑫委員
理事者：副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D
4. 協議事項
 - (1) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例等の改正（罰則規定の新設及び公表規定の改正）について
 - (2) 「樹木管理及び緑化に関する基本方針」の策定について
 - (3) 軽井沢町の自然保護対策要綱等（夏期工事（騒音・振動）自粛
期間の適切な運用）の改正について
 - (4) その他
5. 傍聴人数 6名
6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

皆様、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

【事務局A】（●●●●●●●●）と申します。会議冒頭の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を開催いたします。

軽井沢町自然保護審議会条例第8条第6項の規定により、同条例第6条を準用します、本部会は、委員38名のうち出席者32名でございますので、第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、

会議が成立いたしました。

なお、【V委員】（●●●●●●●●●●）、【W委員】（●●●●●●●●●●）、【X委員】（●●●●●●●●●●）、【⑬委員】（●●●●●●●●●●）、【⑭委員】（●●●●●●●●●●）より欠席のご連絡をいただいております。

また、【U委員】（●●●●●●●●●●）、欠席のご連絡いただけてないですが、本日までお見えになっておりません。

それでは、続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●●●）でございます。本日はよろしく願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取り扱いにつきましては、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針に基づきまして公開とさせていただきます。

なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と報道関係の社名を報告させていただきます。

それでは初めに、本日の傍聴は6名でございます。そのうち報道関係の方は【報道機関A】（●●●●●●●●●●）、【報道機関B】（●●●●●●●●●●）となります。傍聴の方をお願いいたします。傍聴される皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

また、本会議では個人情報が含まれるものや継続審議となるものがありますので、その取り扱いには十分ご留意いただきますようお願いいたします。

会議資料につきましては、個人でご覧いただく範囲でお持ち帰りいただけて構いません。

ただし、資料については、整理した上で公開可能なものを後日、町ホームページで公開しますので、SNS等への掲載などはお控えいただきますようお願いいたします。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

続きまして、【副町長】（小林 信嗣 副町長）より挨拶を申し上げます。

先ほどご挨拶を申し上げました【副町長】(小林 信嗣 副町長)です。

事務局になりますが、【事務局B】(●●●●●●●●)、【事務局C】(●●●●●●●●●●)、【事務局D】(●●●●●●●●●●)。以上になりますが、皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長の選任となりますが、部会長が選任されるまでの間、議事進行を【副町長】(小林 信嗣 副町長)にお願いいたします。

【副町長】(小林 信嗣 副町長)

それでは、議事を進行いたします。部会長につきましては、自然保護審議会条例第8条第3項の規定により、委員等が互選することとなっております。

自然保護審議会の会長選出と同様に、自選または他選をいただいたうえで選任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

→異議なし

それでは、自選又は他選をお願いしたいと思います。

【F委員】(●●●●●●●●)

自然保護対策要綱や条例改正など継続審議の案件がございますので、前任期で部会長をお務めいただきました【T委員】(●●●●●●●●)に引き続き部会長を担っていただくのが審議の継続性という意味でもよろしいかと思います。いかがでしょうか。

【副町長】(小林 信嗣 副町長)

ただ今、部会長に【T委員】(●●●●●●●●)とのご意見がありました、よろしいでしょうか。

→異議なし

それでは、【T委員】(●●●●●●●●)に部会長をお願いいたします。部会長席へお着きいただき、ご挨拶をお願いいたします。

【部会長】(●●●●●●●●)

代わり映えしない男ですが、よろしくお願いいたします。若干耳

ようやく、皆様からご意見頂戴して、改正の内容についてはまとまりました。今度は、これを条例化すると、場合によっては罰則化すると、あるいは運用方針を決めると、こういうことになります。その辺はご理解いただいて、ご協力のほどよろしくお願いいたします。若干専門的なことがあります、中身は濃いものですから、事前に資料は町から送っているようです。それをご覧いただいて、できれば、今日の4時頃までに終わりたいと思います。有意義な審議になりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

では、職務代理者は【K委員】（●●●●●●●●）ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、まず協議事項に入りますが、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例等の改正について協議をお願いしたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局B】（●●●●●●●●）

はい、私から説明いたします。

まずは資料の3をお願いいたします。

こちら、今回の議題なんですが、これまで部会で何度か議論をさせていただきました。

資料の3については、前回の部会でパブコメを経たうえでこのままこの改正を行っていかどうかについて採決を行った、その結果を、資料の3で記載をしております。賛成18、反対5ということで、棄権を除きまして3分の2以上の賛成がありましたので、改正についての事務を進めているというところでございます。

では、資料の2をお願いいたします。こちらが条例改正の概要でございますが、改めて振り返りというかおさらいをさせていただきたいと思います。

改正の趣旨、背景でございしますが、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には町長との事前協議を義務付けております。

しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実効性、違反行為の抑制の実効性を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を行いたいというものでございます。

次でございします。概要でございしますが、まず公表規定の改正でございします。

現状についてであります。町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が正当な理由なく当該勧告に応じない時は、その行為者の氏名、住所等を公表することができるという風になっています。

次のいずれかというのが以下の3点になっております。

1つ目、事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき、

事前着手という形になります。

2つ目、事前協議の書類について虚偽の提出をした時、虚偽申請のことでございます。

3つ目、自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言または指導に対し必要な措置をとらなかった時ということで、こういったものに該当した場合に、必要な手続きを経てその行為者の氏名、住所等を公表できるという規定が現状でございます。主な改正でございますが、青の箱をご覧ください。

公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物にかかる設計者及び工事施工者（請負工事の下請人を含む）に広げたいというものでございます。

こちらについて、前回の部会に提出させていただいた資料から修正があります。

前回、こちらの公表対象者について工事監理者というものを含めていましたが、今回、対象を絞り込んだ方がいいのではないかなという内部の議論をしまして、工事監理者というものを対象から削るということをしております。

この工事監理者というものはどういった者かと申し上げますと、基本的には設計者が工事監理者になることが多いんですが、工事監理者と設計者が分かれる場合があります。工事監理者というものはどういったことをするかと言いますと、設計通りに現場が行われているかを監視する、チェックするという役割の方です。

この工事監理者については、今申し上げました通り、あくまでも図面と現場があっているかどうかを見る役割でありますので、こういった方々にも、責任を問うということとはできないという風に町としては考えておまして、今回、工事監理者というものを削除した内容となっております。

では、次の2になりますが、罰則規定の新設になっております。

上記の(1)又は(2)、事前着手と虚偽申請に該当し、町長の勧告に従わない場合には必要な措置を講じるよう命じる規定、命令規定を新たに規定した上で、当該命令に違反した者に対する罰則規定を設けるということで、その内容は下の方でございます。

命令に違反した者に6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金を科す。行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科すという内容になっております。

では、資料の4をお願いいたします。

少し文字が小さくて恐縮ですが、こちら、新旧対照表というもの

でございます。

右側が改正前で、左が改正後の内容になっています。

先ほどの概要を法規的ルールに沿って条文化したというものでございます。

今回の改正に合わせまして、所要の改正を行っております。言い回しをより正確にしたりとか、そういった内容の所要の改正も含んでおりますので、ご承知おきください。

私の説明については、中身のあるところだけをご説明したいと思います。資料をご覧くださいでもいいですし、スクリーンを見ただけでも結構です。

まず、第15条でございますが、勧告できる者について、土地利用行為者だけでなく設計者等を含めるという内容を2行目から書いております。当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において設計図書を作成した者を言う。）もしくは、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができるということで、対象をここで広げております。

その下、(1)、(2)、(3)がありますが、こちらに関しては、より正確に丁寧に、を理由に見直しを行ったというものでございます。

改正前の(1)は、協議対象土地利用行為について、例えば分譲とか集合住宅建築とか、そういったものなんですけど、その行為について、協議終了確認書の通知前、この通知ってというのは、あらかじめこういった行為をしますよって町と協議をするんですが、協議が整った後に町から相手方に発出する通知のことです。

協議終了確認書の通知前に土地利用行為に着手した時という改正前の内容を、改正後でございますが、第10条の規定による通知、これが協議終了確認書のことですが、第10条の規定による通知がされる前に、当該土地において協議対象土地利用行為またはその準備行為があった時という風に見直しをしております。

今回、その準備行為というものを追加させていただいたんですが、これに関しては、例えば何か行為を行う前の伐採とか、資材を置いているとか、造成とか、そういったものが該当するという想定で入れております。というのも、この伐採は直接協議対象土地利用行為とは関係ないよとか、そういったことも言われないうえに、その準備行為についても制限をするというものでございます。

(2)でございますが、改正前は、第7条第1項に規定する土地利用行為協議書について虚偽の提出をした時という内容です。

これを少し正確に記載しまして、改正後は、第7条第1項の規定

により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載がある時ということで、虚偽の提出というよりは、虚偽の記載がその書類にあるかどうかというところが大事だということで改正をしております。

また、(3)でございますが、改正前は第9条に規定する助言または指導に対しという風にしてますが、こちらに関しては主語を入れております。

土地利用行為者が第9条に規定する助言または指導に対し必要な措置をとらなかった時という風にしております。その理由なんですが、第9条に規定する助言というものが、第9条の中では土地利用行為者に対して行うものという風になっておりますので、その主語を、そのままこちらに適用して、土地利用行為者が第9条に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったときという風にしております。

では、続きまして、資料の5をお願いいたします。

こちらが、規則になります。先ほどご説明したのが条例でして、条例の下に属するものとして、より細かな規定を記載したのがこの規則になります。

1番最初の赤字のところは、所要の改正でございます。

また、(1)、(2)について、土地利用行為者という主語を、勧告を受けた者という風に改正しております。

これは、先ほどからご説明しているように、対象の範囲が設計者などに広がりますので、土地利用行為者という風に捉えに行くのではなくて、勧告を受けた者ということで広げております。

では、次に資料6をお願いいたします。

こちらが罰則に関する条例改正の新旧対象表になっております。

第16条について、命令規定を追加しております。

読み上げたいと思います。町長は、土地利用行為者が前条（第3号を除く）の規定による勧告に従わないときは、当該土地利用行為者に対して、当該土地利用行為を停止し、または相当の期限を定めて当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができるという規定となっています。

第3号を除くという風にしてありますが、こちらに関しては、先ほど概要でもありましたが、資料4の第15条の(3)のことになります。

助言または指導に対して必要な措置をとらなかった時、これに関しては除外をされていて、あくまでも1号の事前着手、そして2号の虚偽記載についての命令規定ということでご理解いただければと

いう風に思います。

資料の 6 をお願いいたします。

第20条の罰則についてご説明いたします。第16条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。第21条で両罰規定ということで、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し前条の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科するということで、少し複雑な内容なんです。個人だけではなく、その人が属する法人に対しても罰金刑が科されますよという、両罰の規定を入れているという内容でございます。

では、次のページ、資料7をお願いいたします。

こちらに関しては規則の改正になります。今申し上げました罰則規定の新設に伴う規則の改正ということで記載をしております。

こちらは条ずれの対応ということで、特に中身のあるものではありません。

公表規定については、今回の部会で賛成多数となれば、自然保護審議会を経て、9月の議会に改正の条例を提出したいというふうに考えております。

また、罰則規定については、今回この部会で賛成多数となれば、自然保護審議会を経たのちに、検察庁と協議を開始いたしまして、同意が得られれば、その内容を本部会と自然保護審議会に報告した上で、来年3月の議会に提出をしたいという風に考えております。

また、それぞれの施行日でございますが、現在のところの予定ではありますが、公表規定については令和8年10月1日、そして罰則規定については令和9年10月1日に施行したいと考えております。

今回、採決を取るという形になりますが、すでに公表規定の改正、罰則の新設について、前回の部会において賛成多数で実施した方がいいという風に決まっておりますので、今回は、具体的な改正内容、新旧対照表について、意見交換や採決を行っていただきたいという風に考えております。

説明は以上となります。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ご説明について、何かご質問とかご意見があれば、ぜひともお願いしたいと思います。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

ご説明ありがとうございます。資料4、第15条の、もしくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む）の部分ですけども、工事の請負人っていう風な表現は、工事施工者っていう風な表現でもいいのかなとは思いますが、あえて、工事の請負人っていう風にした、何かこう、建築基準法とか照らし合わせると、工事の施工者でもいい、その方が良かったりもするのかなと思ったんですけども、もし何か理由がありましたら教えてください。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

ご説明いたします。建築基準法第9条の3の中で、同じ文言が記載されていまして、工事の請負人（請負工事の下請人を含む）という内容がありますので、文言をそのまま引用したっていうような形になっています。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

前回も多分この部分については少し触れたと思いますが、あくまでも、工事の請負人と請負工事の下請人っていうことは、やっぱり責任範囲というか、違うので、同列に扱わずに工事の請負人のみであって、請負工事の下請人まで含めるのは、公表ですとか罰則がある中ではちょっと行き過ぎてるのではないのかなという風に思っています。

建築基準法の第2条とかでも、多分、下請人は、工事施工者には含まれないっていう風な形で読めるのかなと思っていたので、どうしても下請人まで含めて公表、罰則を科したいのか、その意図があれば教えてください。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

はい、お願いします。我々町職員が違反現場に行った際に、多くが下請けの方がやられております。

そういった中で、色々指導をするであったりお話をする時に、我々下請人なので内容はよくわからない、とにかく言われたからやってるんだと、自分たちは関知してないのでとにかく上に言ってくれということで話が終わってしまうっていうことがやはり多いです。

そういったこともあって、我々とする、そういった下請けの方についても、自分たちもそういう当事者になる可能性があるんだよ

という意味も込めて、今回含めさせていただきたいなという風に思っています。

もちろん、今回範囲を広げたからと言って、広げた者全員が速やかに公表されるとか、そういったものではありません。

当然、ケースバイケース、事情を我々汲み取らなきゃいけないですし、正確な、公平公正な判断をしなければいけないと思っています。

その上で、実際ちゃんと現場を見て、意見聴取をしながら、どういった者が今回の行為に対する原因なのかっていうのをしっかりと特定した上で、条例では、あらかじめ当該勧告を受けた者に、その理由を公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、自然保護審議会の意見を聞かなければいけないという風になっております。

こういった第三者機関の意見も十分聞きながら、しっかりと相手方を特定していくということを考えておりますので、この段階では少し幅を広げておいておきたいなっていうのが我々の考えです。

以上です。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

土地利用行為者、工事の請負人は当然契約関係があると思いますが、下請人は土地利用行為者と直接の契約はないと思うんですね。

その中で、確かに現場で役場の方が色々やるときに下請人の方とコミュニケーションを取る、その中で色々あるっていうのは理解できるんですけども、だからといって、そこの公表とか罰則のところまで下請人も含めるのが、僕はどうしても解せなくて、ちゃんとそれは請負人だったり土地利用行為者に対して役場の方から指導ですとかしていけば十分なのではないかなという風に思っています。

【C 委員】（●●●●●●●●●●）

2,000㎡の伐採現場に遭遇して、明らかに要綱の精神から外れていると思って、ちょっと勇気を出してその現場にいる方にお聞きしたことがあるんですね。

そしたら、やっぱりさっき事務局が答えたように、自分たちは言われたからやってるっていう風に言われて、実際におっしゃることはすごくわかるんですけども、現場にいる人たちにこの趣旨が伝わらないとあんまり意味がないのかなと。

施工者も、例えば東京にいたりすると、実際にこういう規則とか

ルールを作っても運用ができないんじゃないかなと思うんですけども。

でしたら、この文言で下請人を含むっていうのは、私は重要かなと思います。

【Ｌ委員】（●●●●●●●●●●）

実行どうのこうのということよりも、町が決める条例としてはやはり行き過ぎではないのかなという風に思います。

下請人の方も確かに言われているからやっているというのは実情だと思いますので、その指示、命令を出した人が罰せられたりだとかっていう風なことであって、実質的な責任をここまで負わせる必要は条例の中ではないのではないのかなという風に思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

法律の観点から言うと、請負人というのは、単なる従業員と違って、自分の判断でやってるっていう、独立性が強いんですよね。

そういうこともあるのかなって感じがしますが、単なるその従業員とは違うんだ、自分の責任でやってるんだから責任を負ってもらおうということかなと思いますね。

さらに補足すればです。

【Ｌ委員】（●●●●●●●●●●）

請負人じゃなくて下請人です。請負人が責任を持つのであって、その上で、請負工事の下請人を含むということは、削除はどうかっていう意見です。

部会長として、やっぱり進行する上でそういう発言を控えた方が私はいいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

元請けと下請けは共に請負人なんです。

【Ｌ委員】（●●●●●●●●●●）

であれば、ここに括弧として必要ないわけですよね、含むっていう表現は。請負人に含まれてるのであれば請負人だけでいいんじゃないですか。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

多分元請人だけを請負人と勘違いする人もいるもんですから、下請けも元請けも全て請負人なんです。法的にはね。その辺もうちょっとご理解いただければと思います。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

なので、僕は下請人は含めない方がいいのではないかという風に申し上げてます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

具体的にどういう理由でしょうかね。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

今まで述べています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見ございますでしょうか。

【H 委員】（●●●●●●●●●●）

今回の改定は、手続条例が2010年に施行されて以来、15、6年経つ中で要綱に強制力が無く様々なループホールがあることに対し様々な議論がされ、ようやくここに至っています。手続条例に強制力を伴う部分を入れ、要綱と対になり施行上の有効性を高めるという観点で非常に高く評価されると思います。

その関係で、今回いただいた第15条の(1)の中の準備行為で先ほど

【事務局B】（●●●●●●●●●●）から説明がありましたが、ここは解釈が多様になる可能性がありえますので、定義を与えた方がいいようにも感じますが、いかがですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

その定義については、実際に条例が議決されて公布されるというタイミングで、逐条解説といったことで、その内容については、詳しく、取りまとめたものを合わせて公表していくという風に考えています。

【H 委員】（●●●●●●●●●●）

ただ、建築基準法上の土地利用行為、開発行為前の様々な行為があり得、その周辺の議論や解釈は難しいところがあると認識してお

りますので、公布の段階で町役場の方から解説するのではなく、その解釈内容は事前に共有をいただいております方が良いと考えます。

【部会長】（●●●●●●●●）

他に何かご意見ございますでしょうか。

【A 委員】（●●●●●●●●）

勧告というのは行政指導という形になる。公表っていうのは、色々と議論はあるようですが、一般的には行政指導と考えられています。

今回、罰則という形でその行政命令、行政処分という形のものが出てきたという中で、この条文の整理として、今のこの規定ぶりで、最終的に公表と罰則という行政処分が整い、行政命令という行政処分を受けると同時に公表という制度、行政指導を受けるとこのような形になる可能性がこの条例にはあります。

それはちょっと、どっちもやるというのは、行政手続き的にはおかしいのではないかなって感じはしてですね。

そこはこう、時系列というかフローをちゃんとはっきりさせた方がいいのではないかということで、ちょっと私の方でも調べてみたんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法って言われているものがありますが、これも同じような仕組みになっていて、まず、第12条の6なんですけど、勧告というものがあります。第2項で、その勧告に従わなかった時は公表できるというような規定になっていて、さらに第3項で、公表してもなおその勧告に従わない場合は、行政命令、行政処分を行うというような手順になっている。

これは、ある程度スッキリとさせていて、今いただいた条例を見ると、ちょっとそこのところが混然としてるのかなというところがあるので、時系的にちょっと整理をした方がいいのかな。

そうすると、その公表と行政命令というものの順番っていうのも、条文的な順番っていうのもちょっと考えた方がいいのではないかなということでちょっと思ったものですから、意見を申し上げました。

【B 委員】（●●●●●●●●）

第15条の(1)の準備行為っていうことなんですけど。

例えば、その土地利用をするときの1年前に伐採をしちゃったっていうのは、多分常識的に考えて準備行為だと思いますが、その10

年ぐらい前に木を切って、差し支えないように準備をしておいて、その後、年数が経ってから土地利用を開始したっていうような場合はどういう風に判断したらいいのか、素人での疑問で大変申し訳ないんですけど、教えてください。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

今の条例、規則の中でも、そういったものが定義されています。

一連の行為として見るかどうかということなんですが、規則の中では、3年というようなことで、1つ年数の決まりがありますので、それが1つの目安になってくるのかなという風に考えています。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

4年前ならいいとか、そういうことにもなりかねないですね。

だんだん10年一昔で簡単に10年経つことがわかってきたんで、申し訳ないけど、そういうところも考えていただければと思って。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

今の【B委員】（●●●●●●●●●●）のご意見に補足なんですけれど、昨今の物価上昇等によって、やはり事業をやろうとして伐採までやりました。それによって今度、お金の工面がつかなくなって建物の計画ができなくなってしまって他事業者へ土地自身渡ってしまったとか、様々なパターンが想定されますので、その時のケースバイケースでの対応になろうかと思います。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

先ほどの、【A委員】（●●●●●●●●●●）から、いただいたご意見にちょっと回答させていただきたいと思います。

命令、罰則、勧告、公表とか、その辺の建て付けっていうのが色々あります。そういった中で、今我々としてはこのような状況の建て付けをしていて、つまり、勧告と公表というものがありつつ、勧告、命令、罰則っていうのがまたあるというようなものです。

確かにおっしゃる通り、自治体によっていろんな流れがあります。

多分法律によっても色々あるんだと思いますが、参議院の法制局では、法規範が非常に強いものである場合には、その違反に対しては命令、さらに命令に従わない場合には罰則という、つまり命令と罰則、これが原則であると。

これに対し、そこまで強い法規範でない場合には、違反に対して

は指導や勧告で対応しますと、ここで終わる立法例もかなりありますが、もう少し規制を強化すると勧告に従わない場合の公表制度を仕組むということになりますと、つまり、公表っていうのは、命令という行政処分に対する制裁ではなく、勧告という比較的緩やかな措置に対する制裁として位置付けてきたということで、参議院の法制局としては、原則を色々書いてるんだと思いますが、命令と罰則、勧告と公表というような形の対になっているということがありまして、そういったものも参考にしつつ、今の建て付けにしているということで、ご理解をいただければなっている風に思っています。

【A委員】（●●●●●●●●）

そうすると、その勧告、公表っていう流れと、それから勧告と行政命令っていう2つの枝分かれをして、フロー的に見てみると、そういう形になるということですか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

はい。他自治体のいろんなものを私まとめていて、例えば、豊田市でいけば、勧告・命令・公表ってある中で、命令の下に罰則が来たりとか、これは吹田市なんですけど、吹田市の例を一応原則として、私は先ほどの根拠に捉えて、一応これを参考にしているんですけど、勧告と公表があって、勧告、命令、罰則っていう、こういうような流れ、フローになっていると。もちろん、これは絶対ではなくて、春日部市とか、いろんな流れがあるという中でありますので、完全にこれが正解といったものはないんですが、一応先ほどから申し上げたことを根拠に、この流れっていうものに今しているというところですよ。

【A委員】（●●●●●●●●）

わかりました。であれば、そういった流れっていうのはわかったんですけど、そうすると、その条例上の条文からすると、今の形であれば、勧告があって命令があって公表っていう多分最終的な順番になるんですけど、それは、勧告があって公表があって命令があるって方がわかりやすいのではないかな。

さっき申し上げました廃掃法の手続きみたいに、勧告して公表してもなお従わない場合は命令っていう規定ぶりは分かりやすいのかなという風に思いましたので、最終的にどういう判断されるかっていうところはありますが、ちょっと今の部分で言うと、条

例の建て付けとしてわかりづらいかなというところがあるので、ちょっと意見を申し上げておきます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

一応こういう条文にしたっていうのが、他の自治体みても多くがこういう流れなんです。

なので、一応そういったものも参考にしつつ、順番っていうものを組み立てているということでご理解はいただきたいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

公表によってダメージを受ける地域と住民の差があるんじゃないでしょうかね。そんなに自分的にこういう順番でなきゃダメだっというのないと思います。

【N委員】（●●●●●●●●●●）

ちょっと質問しようとしたら他の答えが入って、タイミングを逸しましたけども、【B委員】（●●●●●●●●●●）の質問に対する件でちょっと確認なんですけど、伐採だけして10年後に云々ってお話されましたけども、伐採行為そのものにもそれなりの規制が今あるというふうに理解しているんですけど、それでよろしいでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

はい、そうですね。一定の要件を満たせば手続きが必要になってくるというものです。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

様々な議論が出てきましたけど、他に何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の公表規定の改正とそれから罰則規定の新設ですが、それぞれ個別に議決を行いたいと思います。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

私、以前の部会の時も、この採決の時に申し上げたんですけども、今回、条例改正に関する案件でして、いずれ議会の議決案件になるところでございます。

したがって、私がここで他意を表明することは事前審査に当たる恐れがありますので、私、今回もこの採決に関しては棄権をさせて

いただきたいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

人数確認します。ちょっとお待ちください。

すでにお分かりだと思いますが、町の職員を除いて3分の2以上の委員から賛成を得られた場合にはこの改正作業を進めます。

反対意見が多い場合は再検討として検討し直したいと思います。

まず公表規定の改正から賛否を取りたいと思います。

賛成の方、挙手をお願いします。

→賛成 17 反対 1

【事務局B】（●●●●●●●●）

ちょっと説明してもよろしいですか。今、賛成で手を挙げていただいた方、17名いらっしゃいます。今回、【E委員】（●●●●●●●●）が棄権ということになりますので、その数から算出しますと、15名の方が賛成であれば3分の2以上という形になりますので、今回は3分の2以上ということで賛成多数という形で事務を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【部会長】（●●●●●●●●）

次の罰則規定の新設についての採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

→賛成 17 反対 1

【事務局B】（●●●●●●●●）

こちらに関しても、17名の賛成ということで、賛成多数という風になりましたので、事務を進めさせていただきたいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

いずれも賛成多数ということで、今後の条例の改定作業に進めたいと思います。

次に、樹木管理及び緑化に関する基本的方針の策定について意見を頂戴したいと思います。

まず、その判断材料として、事務局の方から説明をお願いしたい

と思います。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

では、樹木管理及び緑化に関する基本方針についてご説明をしたいと思います。

前回もご説明したのですが、また改めてということで、こちらに関して、ご説明させていただきますが、本来、この議題に関しては本部会が所掌するものではないという風に考えていますが、やはりここにあります緑化率っていうものが、どうしても、後々の自然保護対策要綱の改正などに関わってくるということがありますので、本部会でも審議をお願いしているというところでございます。

この基本方針は、前回の部会で頭出しをさせていただいたものになっております。

今回、前回から修正したところがいくつかございますので、それについて説明をさせていただきたいと思います。

まずは、この基本方針について、ざっとおさらいをさせていただきますと思います。

資料の8をお願いいたします。

まず、1 ページ目を開いていただきまして、1 番上に策定の目的というものがございます。

1 番下の行になりますが、樹木の適正な管理及び緑化に関する基本的な方針っていうものを定めたのがこちらの基本方針という風にご理解いただきたいと思います。

その下のピラミッドになっておりますが、1 番上に基本方針がございました。

これが本基本方針のことになっております。

ここの内容としましては、本町が目指す樹木管理及び緑化に関する基本的な方針、方向性を示すものです、ということになっております。その下に、植栽ガイドライン（仮称）というものがあありますが、今年度、来年度にかけてこのガイドラインの策定業務を進めるということで事業を進めています。

この植栽ガイドラインについては、本基本方針の内容をより具体化したもので、適正な植栽位置や推奨樹木などについて分かりやすく示したものを作っていくというようなことが建て付けという風になっております。

5 ページをお願いします。

少し見え消しをしてしまっていて見えづらくて恐縮なんですけど、

(1)のところで樹木の管理に関する方針を規定していて、(2)では新規植栽に関する方針を書いています。その新規植栽に関して、この下に行きますと、緑化率ということで、敷地面積に対する緑地面積の割合のことを言うんですが、この緑化率っていうものを町として初めて定めたいという内容のものを書いています。ページは飛びますが、資料の8ページになります。

この緑化率を基に、木を植えていきますと、保養地域、つまり別荘の地域であればこのようなイメージになりますよってことを絵で表しております。

次のページが居住地域のイメージです。居住地域というのは一般的な住宅の地域になりますが、ご覧の通り、5、6本ですかね、木を植えるようなイメージになるかなということで、そういったものを可視化しているというものでございます。

これがざっとこの基本方針を振り返った内容となっておりますが、ここで、修正点について、説明を申し上げたいと思います。

まず、2ページをお願いいたします。ちょうど中段のところになりますが、3適用範囲というものを見え消しで削っております。

まず内容なんですが、基本方針が適用されるのは建築物の新築または改築を行う場合とします。ただし、学校、児童館、保育園などについてはこの限りではありません、という風にしています。なぜここで削ったかと言いますと、先ほど申し上げました通り、この方針には樹木の管理に関する内容と新規植栽に関する内容2つを盛り込んでいます。

新規植栽に関する内容については、建築物の新築とか改築する場合に、その基準っていうのが適用されるんですが、管理については、既存の住宅についてもその基準を守っていただきたいということで、ここに、適用の範囲ということで、新築、改築っていう風にしまうと、既存の住宅に管理の規定が適用されなくなってしまうので、一旦ここでは削らせていただいて、ここの内容は樹木の新規植栽のところに移動させたという内容でございます。

5ページになります。少し見え消しでわかりづらくて申し訳ないです。黄色の網掛けがかかっているのと、青い網掛けがかかっている、2つがあると思いますが、この2つに差はありませんので、両方同じだと思っていただいて結構です。

まず、(1)樹木の管理に関する方針ということで、青い箱の中の緑の1つ目のポツのところをご覧くださいと思います。

健全な樹木は原則保存すること。ただし以降を削っています。

剪定により適正な管理を行うこと。この剪定を削った理由は、その下のポツの方に入れましたので、削っています。

ただしの後なんです、新たに、間伐または世代更新のために必要な場合を除くという風に書きました。これについては、原則は保存なんだけども、その例外っていうものをしっかりと明記するということで、こちらの方に、間伐と世代更新のための場合を除くということをはっきりと書いたというものでございます。

その下の2つ目のポツでございしますが、まず、見え消しのところになります、間伐により適正な管理を行うこと。ただし、定められた緑化率を下回らないようにすること、というのを消しています。

ここに関しては管理に関するところでして、つまり、既存の住宅についても適用されるものになっています。

既存の住宅にいきなり緑化率適用だよっていうのもちょっと酷な話ではありますので、既存の住宅には緑化率は適用しないということで、こちらを削っているということです。

その代わりに、その下の行になります、過密の解消及び樹木の健全な育成を図るため、剪定及び間伐による適正な管理を行うこと。ただし、間伐にあたっては、将来にわたる豊かな緑量及び良好な景観を損なうような間伐は行わないこと、という風にしております。間伐はしてもいいけども、なんでもかんでも間伐ってわけにはいかないよっていうものをただし書きの方で記載をしているということです。

さらに、これだけでは少し間伐に関して、曖昧なところがありますので、左のところに解説を入れています。

赤字の青い網かけをしていますが、実際は左ではなくて、見え消しを消していった時に整えて適正な位置に入れますが、一旦左の方に入れています。

解説ということで、間伐は、樹木同士の過密を解消し、残された樹木が光を浴びてより健全に大きく育つために必要な行為です。ここでの、「～を損なうような間伐」とは、間伐を理由に敷地内の大半の樹木を一度に伐採し、周辺からの目隠し効果を失わせたり、地域の景観を急変させたりする行為を指しますと。つまり、そういった間伐はダメだよという風に言いたいということです。

間伐を行う際は、敷地全体として一定の樹木密度が保たれるようにしてくださいということで、間伐に関する注意書きもこちらの方で丁寧に記載をしたというところでございます。

では、次になります、(2)で新規植栽に関する方針になります。

先ほど申し上げた通り、こちらの方に、建築物の新築または改築の場合は、この緑化率を守ってくださいという内容を入れたというものでございます。

主な変更点としては、以上となります。

前回の部会において、居住地域、一般の住宅のエリアに、この緑化率っていうものを適用させるのはちょっと酷じゃないかというようなご意見もございました。

そういったご意見について、町としての説明をさせていただきなと思っていて、ただ、どうしても我々の考えだけで述べてしまうと、少しこう、説得力がないっていうところがありますので、1つ、動画を見ていただきたいなっていう風に思っております。

その動画なんですけど、大手ハウスメーカーさんの【●●●●●●】（●●●●●●）という会社があります。その会社さんが、3本は鳥のため、2本は蝶のために、地域の在来樹種をというコンセプトに基づきまして、庭の提案とかをしています。つまり、全国的にこの大手ハウスメーカーさんの、5本の木をどんなエリアでも植えましょうっていうプロジェクトをやっているというものです。

そういう大手メーカーさんがやっているのであれば、決して、軽井沢町が居住地域にそういった、プロジェクトっていうか、木を植えるということをしていてもおかしくはないのかなっていうのもあって、1つ、参考までに、この動画がありますので、ご紹介したいと思います。

スクリーンの方をご覧ください。

～動画視聴～

確かに、こういった樹木の植栽について、基準を設けることによって経費が上がってしまってなかなか住みづらくなるとか、そういったところもあるかと思いますが、そういったところも踏まえた上で、町としてはこういう風な取り組みっていうのをしていきたいという風に考えております。今後の流れになりますが、もし、こちらの本部会の採決で賛成多数となれば、後の自然保護審議会を経て、パブコメを実施させていただきたいという風に考えております。

以上でございます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

何かご質問等、ご意見があれば。

【H委員】（●●●●●●●●）

緑化率の概念が突然出てきたような感じがあって、初めはやや違和感がありましたが、お話を聞いている中では、必要な部分なのかなと理解してきております。

ただ一方で、説明パンフレットの2ページの上の部分に各種関係法規、計画等との関連性が記載されていますが、この樹木管理及び緑化に関する基本方針を、これらの要綱を含めた、あるいは環境基本計画等との関係で、どこに入れ込もうとされているのか、また景観行政全体との関連性もどう考えているのか。

つまり、景観行政の方は、長野県の定めた軽井沢町景観育成基準ガイドラインが国の景観法の施行後に定められていますが、実は（地区計画等が議論されずに）その先の議論がされていないと認識しています。

自然環境保護の要綱および手続条例と、景観法関連の規制が繋がっていないとみています。今回のこの緑地、緑化率の議論は非常に大事な内容ですが、現在の規制等にどのように絡ませていくのかを、全体のスケッチをうまくやりながらしめせんと、ばらついてしまう可能性はないかと思われます。例えば、建築確認と景観法の申請では、別々の申請になっていますので、景観法の申請の方を意図的に行わない事例もあるようにも存じております。全体のプランニングという観点でご教示を賜りたいということでございます。

【事務局B】（●●●●●●●●）

要綱や環境基本計画との絡みではありますが、ここの絵にある通り、調和であったり整合を伴っているという風に考えています。

当然、今回のこの基本方針が策定されることによって、対策要綱であったりとかそういったところも手当てしなければいけない項目もあると思いますので、そこに関しては十分な手当てをして、整合性を損なわないようには十分していきたいという風に思っています。

ただ、自然保護対策要綱の中に、盛り込むとか、そういったものは考えていないということです。

景観条例のガイドライン、県の基準ではありますが、おっしゃる通り、この緑化率については町独自のものにはなってきましたが、長野県とも、こういった基準を町は作るので、できればご協力いただけないかというようなアクションは起こしていきたいなど

いう風に思っています。

【H委員】（●●●●●●●●）

【G委員】（●●●●●●●●）さんのコメントなんかも、もし伺うことができれば有難く存じます。

【G委員】（●●●●●●●●）

【所属団体G】（●●●●●●●●●●●●）ですけれども、うちの方で景観法の関係審査は行っておりますけれども、うちの方は、緑化率と言いますか、基本、現状ある高木、高い木は切らないっていうことで指導をしています。

ちなみに、切る場合においては植栽をすると、1本切ったら1本植えるということは原則としてやっています。

今回、町の緑化率の部分で中低木も入ってきていますので、この辺りはちょっと景観審査の中ではなかなか難しいところもあるんですけれども、県のガイドラインにつきましては、元々は町が古くから指導してきた内容をほぼ盛り込んできたような状況ですので、また町とも相談しながらやっていきたいという風に思います。

【E委員】（●●●●●●●●）

今回の基本方針、ガイドラインのこの位置付けっていう、町の中の位置付けですね、大変大事なところですし、難しいところだなという風に思います。

私もこのことについては以前から訴えてきましたし、この基本方針ですとかガイドラインの策定、これはもう総論として私、賛成なんです。

ただ、その位置付けとして難しい部分があるなという風に思うのは、やはりこう、植物、植栽のことですから、当然のことながら、これ生き物です。ってことは、1日として、同じ状態っていうのはないわけですよね。もう日々変わっていくもの、一定の状態はないってことで。

それともう1つの、管理するときに費用負担が発生して、これは、結局個人負担ということになる、それを個人の人に強いるということにもなりかねないということです。

今回、この植栽の緑化率、これ数字として出てきているんですけど、これをもって、この庭はこうなってるからオーケーですね、ですが、この庭はこうなってるからダメですねなんてことは、一概に

はちょっと言えないという風に思うんですね。

こういう数字というものは、今回2ページに示されましたけども、この下のガイドラインの方に入れた方がいいのではないかなという風にちょっと思ったりはしたんですが、どれだけこの拘束力があるものにするのか、抑制力を持ったものにするのかっていうのは非常に難しく、緑化率こうなっていますからこうしなければいけませんという風にやっぱ捉える方は捉えるでしょうし、けれども、それは本当にこう難しいわけですよ。

いつの季節のいつの日の部分を切り取ってそう言いますかっていう風なことになってきちゃいます。町の方としても、指導するのにも非常に大変だなという風に思います。

ですから、非常にこれ大事なものなんですけど、もう少しこうぼんやりしたものって言うんでしょうかね、曖昧と言ってはいけないですけど、きっちりとした決まりという、これを守らなければいけないっていう風なことではなくて、どういう風にしようか困った時にこういう一定の目安として、参考例としてこういう風なものが町としては望ましいですよっていうものを出すものというような位置付けの方が良いのかなという風に私は思います。

【F 委員】（●●●●●●●●）

先ほど事務局の方からも、前回の部会でも緑化率に反対の意見があったというお話がございましたが、私も居住の地域に緑があった方が良くことに異論はないんですが、これを推奨というものととどめるのではなくて、町が植栽ガイドラインにおいて数値規定を設けて植栽を行うものとします、とすることには反対をするものであります。大きく主な理由としては3点ほどございまして、1点は家屋の配置、いわゆる、アプローチですとか、駐車場、デッキ、それと芝生ですとかを考えますと、必然的に敷地の端っこの方だったり道路付近っていうところに現存の木を残したり、植栽したりすることになると思われまして。

そうしますと、いずれ遠くない時期に隣地への枝越境でしたり落ち葉の吹き込みだったり、電線への枝掛かりなどの問題が想定されることであります。

そういったものに、町の方で想定できる問題に対して行政が指導をするというのは、それはいかながなものなのかというところが1点目になります。

2点目、また費用の負担に関する話になりますが、先ほど、【E

委員】（●●●●●●●●）よりもございまして、ちょっと関連しますが、新たに植栽することとなった場合には多額の費用を要することとなります。

これはその後の管理も含めてになりますが、多額の費用を要することに対して町がどこまで権限があるのかなっていうところで疑義がございます。

例えばですけれども、建物解体した後の土地ですとか、畑からの農転ですとかテニスコートですとか、ああいったところも宅地化はしていくんですが、元々樹木がないところになるとこのパーセントを植えなさいという指導になりますと、これは数万円単位ではなくて100万円単位の植樹費用となります。

それに対して今後の管理費用が個人負担でかかってくるというところも懸念しておりますので、この件のガイドラインの制定には慎重であるべきだと考えます。

最後、3点目になりますが、本案ですと、緑化率の算定は植栽時または現状の樹幹ということでございしますが、一般住宅の緑化率が満たされていることを行政側がいつの時点で判断するのか、これはとても難しいことになるかと思えます、実務的に庭や外構というのは、家庭ごとの資金計画であったり家族計画という中で進めるものでありまして、住んでみて初めて気になる部分だったり、あとは、一般的には、お子さんの記念樹だったりっていうところでスペースを空けておいて、そこに、記念樹を植えるということで、年数をかけて完成させるケースが大変に多く見られます。

ご家庭でも、植える気持ちはもちろんありつつも、諸事情ある中で、外構植樹まで一気に実施できるという家庭は実は多くはないんですね。

そんな、数年計画の庭づくりに対して緑化率が満たされているかを判断する時点、行政側で判断する時点がとてもこれは難しいのではないかということが3点目でございます。

先ほど申しましたが、私も居住地域に緑があった方がいいということに異論はありませんが、町がガイドラインにおいて、数値規定を設けて行うものとする、指導するのではなくて、基本方針に基づいて、町としてはこの程度の緑を残すあるいは植えるということを推奨しています、望ましいですとして、窓口もしくは家作り、庭作りの窓口になる建築会社さんであったり不動産業者さんを通じて、周知することがよろしいのではないかということで、反対と反対意見を述べさせていただきます。

以上です。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

【E 委員】（●●●●●●●●●●）ですとか【F 委員】（●●●●●●●●●●）の意見に全面的に賛成なんですけども、やはり緑化率という風な、数字で決めてしまいながら進めるというんじゃないくて、方向性とか方針っていう風な形にとどめるべきかと思います。

もし、緑化率という数字でやるのであれば、むしろ、宅地よりも先に、ここでは5ページに适当ではない施設っていう風なことで、学校とか児童館とか、保育園ありますけども、むしろこういったところからしっかりとした数値目標をやるべきであって、宅地からっていうのは、やっぱり行きすぎではないかなという風に思います。

【H 委員】（●●●●●●●●●●）

今のご議論も、なるほどと存じておりますが、先ほど私の方で申し上げた長野県が定めた軽井沢町の景観育成基準ガイドラインの中に、緑地の保全に加え別荘のまち並みに関し、連続性や一体性という表現が出てきます。

ただ、それはそこまででありまして、それ以上の具体性を持った、定義された、あるいはモニタリングのための基準として機能しているわけではないと思われませんが、今の一連の議論では、この点も一体的に議論を頂くことで、コンセプトがより良く形成されていくといいなという気がします。

それから、別荘地は日陰があって当たり前なのですが、その別荘地の中で突然木が多く切られ、日陰が日当たりになってしまい、気温上昇が保養地区で進んでいることを聞いています。こうした観点からもこの議論があるのかなと思っていますので、ぜひうまくまとめていただければありがたいなと思っています。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

様々なご意見ありがとうございます。いくつかご意見いただきまして、例えば道路沿いに植えてしまうんじゃないかというようなご意見もありました。それによって、ライフライン、沿線などに、将来影響してしまうのではないかというようなご意見もありました。

そういったものに関しては、今後策定する植栽ガイドラインのところで、こういった樹種の木をこういった位置に配置してくださいというようなことで、具体的な案をお示ししたいと思っています。

具体的に申し上げますと、あまり道路際には、高木にならないような、電線にかからないような、落葉の中低木にしてくださいとか、そういったような具体的な道筋を、お示ししたいという風には考えています。緑化率なんですけど、確かに全くないところに新たに木を植えるということであれば、それだけ施主の方々に負荷がかかってくるかなっていう風に思うんですが、他方、例えば、今ある森林のところを、分譲にするときに、この基準を、その分譲会社の方には非常に意識していただいて、例えば皆伐してしまうようなことを避けていただくと。皆伐してしまうことによって、逆に施主の方が家を建てる時に負荷がかかってくるという視点もあるわけで、そういった施主の方の負荷をかけないために、開発する事業者の方もこれを意識して開発などを行っていただくとか、こういった点も考慮していただければなっていう風には考えております。

行政がこの緑化率について、どの時点でその緑化率を満たすか満たさないかっていう判断をするところ、非常に難しいところではあります。これが10年後は満たすよっていうようなこともあるかと思うんですが、なかなかそういうようなものを、個別に判断することが非常に難しいというところがあるので、この規定に関しては、植えた時がその緑化率を満たすよってという風に我々が判断しやすいようにさせていただきたいと考えております。

また、学校とか児童館とかそういったものから、先に率先してやった方がいいんじゃないかというご意見もあったかと思いますが、こちらに関しては、やはり校庭とか、避難所とか、そういった役割もあります。

そういったところもあるので、今回、緑化率を適用するっていうのは馴染まないなっていうところがあり、そういった施設は適用を除外したという理由があるということで、1つご理解をいただければなという風に思います。

以上です。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

植える場所、公共の場所はそういう機能も果たしているんだということのようで、司会として、あまり言いたくないんですが、私の住んでいるところも、緑地協定を結んでますけども、同じような緑化率をやっています。緑化率で揉めたことはありません。経験でご参考までに提供しますけども、やり方同じですよ。木の大きさの中で平米を決めて、やり方同じかなと思っています。

ある程度ご意見が出たようですから、賛成、反対の決を取りたいと思います。

それでは、樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について賛成の方は手を挙げていただければと思います。

→賛成 13 反対 6

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

16名以上であれば3分の2を超えるということでございますが、今、現状13名という形になります。

欠席委員の方いらっしゃいますので、毎回、欠席の方にも意思確認をさせていただいてますので、今回も同様に確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

次に参りたいと思いますが、以前若干問題になりました夏期工事などの騒音とか振動の自粛期間ですが、この夏期工事の自粛期間の適切な運用の改正について審議をお願いしたいと思います。

では、説明の方、お願いいたします。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

この部会で以前、令和7年2月になりますが、採決を行いました。反対多数で継続審議となった案件になります。

実は今回、その時の内容と全く変わってはないんですが、改めて、提出をさせていただきました。

理由については、後ほど、ご説明します。まず、改正の概要について、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、上の現状、青い箱のところ、1つ目のポツ、ご覧いただきたいと思います。

事業地周辺の静穏の確保に支障を及ぼす恐れのある行為を自粛するように、今の自然保護対策要綱で規定をしています。

次のポツです。具体的には、7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事を実施しないものという風に現状規定しています。

また、非常災害のための必要な応急措置として行うものや、公共上下水道、電気供給、電気通信等の公共性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施す

ることができるという風に例外規定を、現状設けております。そうした中、次のポツになりますが、非常災害のために応急処置などについては、周辺地域の理解を得たとか、そういったものではなくて、直ちに実施できるように見直す必要があるという風に考えています。

また、最後のポツになりますが、単に工事車両が駐車してあることや、工事車両が道路を通行していることについても、工事自粛の対象であるという誤解を生んでおります。実際そのような苦情の電話が町にも来たりします。

静穏の保持という、自粛期間本来の趣旨について非常に曖昧さがあるなっているところがあるので、それを排除していきたいという風に考えています。

それが改正の概要です。オレンジの箱のところ、ご覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げました通り、非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるように改正したいというものです。

次のポツになります。騒音、振動が生じない内装工事、周辺の交通に支障を及ぼす恐れのあるものを除くとしていますが、こういった内装工事について、自粛の対象外とするということをしっかりと明文化したいと考えております。

また、その下、夏期工事、騒音振動の自粛期間においても例外的に実施することができるものとして公共上下水道を先ほど申し上げた通り規定しているんですが、ちょっと細かい話になって恐縮なんですけど、自営工事にかかるものを除くというものを明文化したいというものです。

この自営工事については、その下に※で小さく書いているんですが、施設管理者以外の者が、つまり町などの管理者以外の者が、当該施設にかかる工事、公共上下水道の工事をしようとするときに、事前に工事許可申請を町に対して行うんですが、その申請を行った上で、町の承認を受けて行う工事のことということで、一般的に、建築、家を建てる時に、工事で上下水道を接続するときに、自営工事の申請をして実施する工事だという風に、ご理解いただければと思います。

具体的な条文の案の概要なんですけど、現行は、左下の箱になります。

7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しない。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道、電気

供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施することができるというものを右のように改正したいと考えています。7月25日から8月31日までの間は原則として実施しないと。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道、自営工事にかかるものを除きますと、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものは実施することができる、また、騒音振動の生じない内装工事、周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く、などは、周辺住民等に理解ではなくて、説明した上で実施することができるというふうに改正をしたいというものでございます。

こちらが、改正の概要でございますが、なぜ前回と同じ内容を、ご提出しているかと申し上げますと、前回の採決の結果が、資料10ページにございます。

こちら、令和7年2月に行った採決なんですが、右の箱をご覧くださいますと、賛成14、反対9というようになっております。

この反対9なんですが、9の中に、2種類の反対の意見がございました。

内容としましては、この改正の内容に反対だよと、現状のままだいいという反対の方とともに、逆に自粛期間は不要だと、また、もうちょっと自粛期間短くした方がいいんじゃないかっていうようなご意見の反対者の方がいらっしゃいました。

つまり、反対者の中に2種類の反対者がいらっしゃったという風に我々理解をしていますので、今回に関しては少し期間が空いてしまったのですが、改めて論点を絞って採決をお願いしたいというものです。

論点については先ほどご説明をいたしました但、非常災害のための応急措置などについては直ちに実施できるように改正をしたいというものと、騒音、振動が生じない内装工事、周辺の交通に支障を及ぼす恐れのあるものを除きますが、その工事は自粛の対象外とすること、そして夏期工事自粛期間においても例外的に実施することができるものとして公共上下水道を規定していますが、自営工事にかかるものを除くということをも文化するという、この3点の論点に絞って採決をお願いしたいというものです。

それ以外の論点の、工事自粛期間の短縮とか、そもそも廃止とか、こういったご意見もあるかと思ひます。

それについては、改めて、別の議題として今後審議をしていきたいと思ひていますので、今回の採決実施後に工事自粛期間に関する

ざっくばらんなご意見をいただきながら、それらを踏まえた上で、今後の審議で、ちょっと次回なのか次々回なのかをまだ決めてはいないんですが、そういったものを議論していきたいという風に考えております。

説明は以上となります。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

事務局からの説明がありましたけど、何かご質問とかご意見があればぜひともお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

騒音、振動が生じない内装工事っていう風に内装に限定されていますけども、実際、内装工事以外でも騒音、振動が生じないようなものもあるのではないかと思います。

例えば、外壁の左官工事とかっていうのは、騒音、振動が生じないという風に思いますので、内装工事っていうものに限定した理由があれば、もしくは、内装を取ってはどうかっていう風には思います。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

おっしゃる通り、なぜ内装に区切るのかっていうところもあるかと思うので、少し我々の方で検討させていただきたいなと思います。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

採決の時にはどう判断すればいいですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

一旦は、この案で皆さんのご意見を、論点を絞った結果を我々としても把握したいというところもありますので、採決自体は、行わせていただければなという風に思っています。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

この案には賛成なんですけど、騒音が生じないっていうレベル感、デシベル感でやるとどういう感じですか。

5、60デシベル、6、70ぐらいとか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

具体的な数字というものは設けずに、現状でも、そういった苦情があれば、我々が現場行って、全く音がしていないんだけど、自粛してくださいってというようなお話を、実際現場で、音を聞きながら、それでも自粛なのでってというような指導をしているんですよね。

なので、現場に行って、例えば全く音がしていないような状況だになってというようなことであれば、そのまま指導はせずに、その場を後にするっていうこともあるのかなっていう風に思っています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

これを規定するとすると、振動計とかね、騒音計で測ってやるようになると思います。そこまでやるかっていうことですよ。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

草刈りとか落ち葉掃きの騒音っていうのはここに入るんですか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

こちらの方には草刈りなどの維持管理は入らないです。

入らないですが、状況によってはそういったお電話をいただいた時に職員が向かって話をすることもあります。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

最近ブローで落ち葉を集める人がいて、かなりうるさいので、うちは芝刈りも夏の間は手押しでエンジンは使わないのにしているんですけど、ちょっとそこらへんがどう関わりがあるのかなってことを確認したかったのでお聞きしました。

指導してくださるんだそうで、安心しています。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

指導するというよりも、基本的には我々は、維持管理については入らないので、それとは別だなと思っています。

ただ、実際やっている方に、お伝えすることもあるという風に思ってください。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

論点 1、2、3 ですね。1 点目は、災害のための応急措置について直ちに実施すること。

2 点目は、今議論になっています騒音、振動が生じない内装工事

は対象外にする。

3点目は、夏期工事自粛期間においても例外的に実施することができるものとして公共上下水道を規定しているが、その公共上下水道は自営にかかるものは除く。

こういうような、1、2、3での重要論点ごとに採決を取り、皆さんのご意向を、正確に把握したいということのようです。

順番に、1の応急措置については直ちに実施することに賛成の方は手を挙げていただければと思います。

→賛成 18 反対 1

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

こちらに関しては18名の賛成ということで、賛成多数という形でお願いします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

次に、2の騒音、振動が生じない内装工事については自粛の対象外とすること、これはいかがでしょうか。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

→賛成 17 反対 2

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

17名の方に賛成をいただきました。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

最後ですが、3点目が、夏期工事自粛期間においても例外的に実施することができるかとされている公共上下水道のうち自営工事にかかるものを除くということを明文化したいと、誤解がないように明確化したいということのようです。

これについて賛成の方、手を挙げていただきたい。

→賛成 18 反対 1

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

18名の賛成多数です。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

個別にご意見をお聞きすると、いずれも要件を満たしているようですね。

はい、18人、17人、18人の賛成があったということでございます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

2点目の、内装工事に関するお話に関して、今は、内装だけっていう風にしているんですが、外壁なども、音が出ない、周辺に迷惑をかけないものであればいいのではないかとというご意見もありましたので、そこに関しては、事務局の方で、もう少し揉ませていただきたいという風に思います。

皆さんの採決の意向も承った上で検討させていただきたいなと思いますので、お願いします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

皆さんのご意見を踏まえて、検討を進めようと思います。

町としては、工事自粛期間について皆さんの率直な意見を頂戴したいと、何かご意見のある方は、出していただければ、それを踏まえて改正を進めるということのようです。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

繰り返しになってしまいますが、先ほどの論点とは別に、そもそも自粛期間というのはどうなんだっていうような根本的なところを、今後の継続審議の中でやっていきたいと思っていますので、それらに関して、率直なご意見をいただければなっていう風に思いますが、よろしくお願いします。

【N委員】（●●●●●●●●●●）

私、以前にも発言したことがあるんですけども、こういう自粛期間って今、夏だけなんですけども、昨今見ていると、ゴールデンウィークとか、秋のお休みの時期もものすごい混雑になって、いわゆる工事規制の対象として考えるべきではないかなという風に思っています。期間というか、これを伸ばすんじゃなくて、他の時期もそういう風に考えた方がよろしいんじゃないかということです。

【S委員】（●●●●●●●●●●）

前回も言わせていただいたんですが、7月25日から8月31日とい

う長い自粛期間があるんですけど、【所属団体S】（●●●●●●●●●●）としましては、できれば1番混雑の多い8月1日から20日ぐらいまでの期間で短縮させていただきたい。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

期間の短縮をぜひともお願いしたいというご要望です。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

私は、以前も申し上げたんですけども、自粛期間自体は廃止すべきだという風に思っています。

これだけ建築費も値上がりして、多分この傾向はずっと続く中で、自粛期間を増やしたりですとか長くすることでさらに上がってしまうということで、自粛期間が長くなってしまいうことは、逆に騒音が出る時間も期間も長くなってしまいうことは、逆にありますので、年間を通じた来訪者が多い町になりつつある中で、一定期間だけ自粛期間を設けるというよりも、むしろなくして、工事が集中するようなところをなくした方がいいのではないかなという風に思っています。

【M委員】（●●●●●●●●●●）

今色々な意見が出ている中で、自粛をなくすっていうのもありかもしれませんけれども、場所によると思うんですね。

ですから、もしそういうことになるのであれば、地域も考えてお願いしたいと思います。

【O委員】（●●●●●●●●●●）

【所属団体N】（●●●●●●●●●●）の【O委員】（●●●●●●●●●●）ですけど、農地の草刈りについての騒音の位置付けはどのようになっているのか、確認なんですけど、自粛期間がかなり長いので、その間草刈りができないとなると農業に影響が出てしまうので、農業の方の騒音についての位置付けと、今まで役場に騒音の苦情とかが来ているのかと、その時の対応とかはどうなっているか、お伺いしたいと思います。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

私、環境課の方に来て、今年で7年目になるんですけど、農業に限って草刈り等をやっていて、夏期工事の自粛期間にうるさいと

かっていう通報を受けた記憶は私の中ではございません。

お聞きしますと、農家の方、皆さん朝早いですね。

日が登る前に草刈りされる時には電動式の刈払機を使って周りに配慮していただいているとか、逆に農家の方の方が率先してそういった配慮をしていただいているので、苦情が発生していないのかなという風に思っています。

今後につきまして、深夜帯の刈払機のエンジン音等については、やはりうるさいという苦情が来れば、環境課としても1度お話はさせていただかなければいけないかなとは思っていますけれど、日中帯の生活している時間帯での農業のための刈払機については、もし苦情があれば、そういったお声がありましたよということで農家の方にはお伝えはさせていただくような形になろうかと思えます。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

同じブロワーの件ですが、エンジン式ですと、先ほどの数値で言うと90デシベルは超えてしまいます。工場内の音と同じくらいです。電動式ですと60、70あるいは60以下で、その差が非常に大きいこともあり、町の方でも電動型ブロワーへの切り替えの補助がされていると存じておりますが、その範囲を拡大させるとか、あるいは保養地区における夏期期間はエンジンブロワーの使用等は控えていただくようなガイドライン、ガイダンスを行っていただくことが必要ではないかと感じております。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

お答えします。今、電動式のブロワーや刈払機に対する補助を環境課として実施していますが、一応それについては今年度で終了するものになっています。

そちらに関しては、騒音の抑制というよりは、CO2抑制とか、そういった趣旨でやっている補助であります。多分、【H委員】（●●●●●●●●●●）のイメージされているものは、個人の方というより、別荘を管理している事業者であつたりとか、そういった方々が大きいんじゃないかなという風には思っています。

やはり事業所の方なので、基本的にはそういう補助どうこうっていうよりは、率先して、そういう音の低いものを、近隣住民に配慮しながら使っていただきたいというのが町の希望でもありますし、ぜひ、皆様からも、管理事務所の方に、おっしゃっていただいて、そういう意思をお伝えいただければ大変町としてもありがたいで

す。

【H委員】（●●●●●●●●）

私たちの方からも業者さんにお伝えしているんですが、個別の話にしかないものですから、町の方での指導等が大事なと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。いろんなご意見頂戴してありがとうございました。

これを踏まえて改正作業を進めたいと思います。

最後の議題としてその他というのがありますが、事務局から何かあればよろしくお願いいたします。

【事務局B】（●●●●●●●●）

では、最後に本日のまとめをさせていただきたいと思います。

罰則の新設、公表規定の改正については、冒頭でも申し上げましたが、自然保護審議会を経た上で、採決が賛成多数となれば、公表に関しては9月に開催する議会に条例改正を提出いたします。

また、罰則規定の新設についても、自然保護審議会承認いただければ、今後、検察庁との協議を開始させていただきまして、その結果を本部会と自然保護審議会に報告の上、来年3月の議会に提出をしたいというふうに考えております。

また、樹木管理及び緑化に関する基本方針については、欠席委員の意思を確認させていただきまして、賛成多数となればパブリックコメントを実施させていただきたいと思います。

夏期工事に関しては、先ほどの採決を踏まえまして、事務局の方で少し揉ませていただきたいと思います。

以上でございます。

【部会長】（●●●●●●●●）

一応議題に関する意見交換が終わったんですが、せっかくの機会ですからご意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。

以上で本日の協議は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

【事務局A】（●●●●●●●●）

部会長、議事進行、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を終了とさせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。